

離婚を経験する子どもと家族への心理的支援

——いま現場で起きていること——

Psychological support to divorced families and children

○大瀧玲子¹・曾山いづみ¹・山田哲子¹・本田麻希子¹・福丸由佳²・中釜洋子¹

(¹ 東京大学大学院教育学研究科・² 白梅学園大学子ども学部)

Graduate School of Education, The University of Tokyo ; Shiraume Gakuen University

Key words : 離婚家庭, 面会交流, 心理的支援

目的

わが国においては、バブル崩壊後の景気悪化に伴って離婚率が上昇し、現在 2.0 前後で推移している。これは国際的にみても低い値とは言えず(野口,2006)、先進国において離婚率の上昇が認められる。

わが国における離婚の特徴としては、子どもが未成年のうちに離婚する夫婦が多いこと(厚生労働省,2009)、離婚後に母親が親権者となる割合が高く、かつ単独親権しか認められていないこと、協議離婚がほとんどであることなどを挙げることができる。このような状況の中で、今年 5 月に民法の改正が行われ、協議離婚に際しての面会交流や養育費を子どもの利益を最優先して定めるとされたが(法務省,2011)、施行日は未定であり、法的強制力も弱い。わが国においては、経済的に困窮する母子家庭が生まれやすい状況にある。

また親が離婚し、かつ単独親権となることで、子どもにとっては実質的な養育者は一人となり、親を喪失する体験となりかねない。このような家庭状況が子どもに与える影響は発達側面から見ても計り知れず、離婚を経験する家庭、特に子どもへの支援は喫緊の課題であるといえるだろう。

また共同親権を認めている米国においては、離婚を取り決める過程で、離婚によって受ける影響を最小限に留めることを目的とした心理教育プログラムが実施されている。わが国においても、このような支援ツールの導入が期待されるが、現状としては、それぞれの援助領域において離婚家庭にどのような援助が行われているのか、その実際についても研究の蓄積が十分でない。

そこで本研究では、職務上離婚を経験する親子に関わる機会がある専門家に対して、支援の実際について調査する。それぞれの支援の特徴や課題を知ることで、今後より充実した支援の可能性を探るとともに、離婚家庭を対象としたプログラムの導入可能性について探ることを目的とする。

方法

離婚を経験する親や子どもに関わる司法・福祉・医療領域の援助専門職 9 名にインタビューを行った。インタビューは 2011 年 9 月～11 月に行われ、面接時間は 30～120 分であった。面接は IC レコーダーに録音し、後日、データ毎に要約を行った。

なお、インタビューは半構造化面接を行い、主に以下

の点について質問することで調査した。

- ・ 離婚を経験する親子への対応とその難しさ、現在の取り組みにおける課題、立場上の難しさについて
- ・ 単独親権や面会交流に関連する日本の法制度について感じていることについて

結果と考察

インタビューの結果、離婚家庭に対しては、領域を問わずそれぞれの援助者が、支援が必要であると感じている現状が明らかになった。しかし、特に子どもへのサポートが必要だという認識は共通している一方で、実際にそのような支援を実施できている場合は圧倒的に少ない現状も明らかになった。また、問題が複雑化して初めて専門家の関与が可能になるという現状も浮かび上がり、離婚家庭に加えて離婚を考えている家庭に対しても、より早期からの介入が求められているといえるだろう。

法制度については、共同親権への移行や面会交流の是非を巡って過渡期にある現状が明らかになった。“先進国の務め”として、理念が先行したトップダウンの導入検討がなされている一方、臨床実践の現場からは戸惑いの声も多く、ギャップが浮き彫りとなった。法制度移行の検討と併せて、離婚にまつわる決定に子どもの意思をより反映させることができる状況の整備や、継続的な支援の可能性を探るなど、このギャップを埋めていく動きが求められているといえるだろう。

また今回の調査では、離婚家庭への支援に前線で携わる専門家らを対象としたため、DV や虐待といった特に困難なケースに携わる中での現状や課題が明らかになった。しかし、いずれの領域の専門家らにも接触することなく離婚に至る家庭も多く、今後は、支援の場に繋がっていない離婚家庭層の把握や潜在的ニーズの把握、介入の検討が必要となるだろう。

なお本研究は、明治安田こころの健康財団による 2011 年度研究助成を受けた。

引用文献

- 野口康彦 2006 親の離婚が子どもの精神発達に及ぼす心理的影響に関する一考察 法政大学大学院紀要 57. 79-87
- 厚生労働省 2009 平成 21 年度「離婚に関する統計」の概況 (HP)
- 法務省 2011 民法等の一部を改正する法律案 (HP)